

製造現場の環境改善や競争力強化のための設備投資を支援

市内製造業等の中小企業が従業員の労務環境改善や競争力強化に係る機械設備の導入及び DX（デジタルトランスフォーメーション）または GX（グリーントランスフォーメーション）に関する専門家の指導受入れの経費の一部を補助します。

対象者

日本標準産業分類の分類表のうち、以下の表の業種を主たる事業^{※1}として営む、市内に主たる事業所を有する中小企業者。ただし、**みなし大企業^{※2}は除きます。**

大分類 E（製造業）

大分類 G（情報通信業）のうち中分類 39（情報サービス業）

大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち中分類 72（専門サービス業（他に分類されないもの））の 726（デザイン業）^{※3}、中分類 74（技術サービス業（他に分類されないもの））の 743（機械設計業）

※1 複数事業を営む場合、主たる事業は「売上高や利益などが最も大きいもの」で決定します。

※2 「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している企業

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている企業

※3 デザイン業は、製造業に関するデザインを主たる事業とするものに限ります。

対象事業

（１）設備投資事業

「労務環境改善設備」^{※1}又は「競争力強化設備」^{※2}を購入し^{※3}、市内に所有し、又は賃借して使用する事業所に設置を行う事業^{※4}。

※1 「**労務環境改善設備**」とは、開発または生産を営む過程で事業所の内部で生じる臭気、騒音その他従業員に対する負荷を軽減させるために設置する設備等（器具、工具、機械、装置、ソフトウェアまたは建物附属設備）に該当するもの。

※2 「**競争力強化設備**」とは、既存製品の生産性の向上、生産品の変更又は新製品の生産のために設置する設備等で直接に事業の用に供するものに該当するもの。

※3 リースは対象となりません。

※4 補助対象となる設備は処分制限があります。補助実施年度末から 5 年以内に補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受ける必要があります。違反した場合、補助金の返還となる場合があります。

（２）指導受入事業

DX^{※1}または GX^{※2}に関する専門家の指導を受ける事業。

※1「DX(デジタルトランスフォーメーション)」とは、データおよびデジタル技術を活用して、製品、サービスおよびビジネスモデルや業務プロセス、企業文化等を変革し、競争上の優位性を確立する効果が期待されるもの。

※2「GX(グリーントランスフォーメーション)」とは、温室効果ガスの排出源となる燃料や電力の再生可能なエネルギーへの転換等を通じて、業務プロセス、企業文化等を変革し、競争上の優位性を確立する効果が期待されるもの。

対象経費・補助率等

※各事業について交付は当該年度において1回限りとなります。

事業名	対象経費※1、※2、※3	補助率	補助限度額※4
設備投資事業	労務環境改善設備の購入費（1台又は1基の取得価格が10万円（消費税相当額は除く）以上のものに限る。）	20%以内（市内事業者から購入した場合）	1市内中小企業者に交付する補助金は、合計55万円（市外事業者から購入した設備については、合計45万円）を限度※5とする。
		18%以内（市外事業者から購入した場合）	
	競争力強化設備の購入費（1台又は1基の取得価格が30万円（消費税相当額は除く）以上のものに限る。）	10%以内（市内事業者から購入した場合）	
		9%以内（市外事業者から購入した場合）	
指導受入事業	DXまたはGXに関する専門家の指導を受ける経費	50%以内	1市内中小企業者に交付する補助金は、合計10万円を限度とする。

※1 次に該当する費用は補助対象経費となりません。

- 汎用性の高いパソコン等の購入 ○設備等の運搬、設置及び工事 ○既存の設備等の撤去
- ソフトウェアの更新（専用のソフトウェアの新規導入、または生産管理システムを新規に導入し、労務環境改善等の効果を証明できる場合であって、市長が認めたときは除く。）

※2 中古品も対象になりますが、新品の販売価格の見積書を徴取して提出し、補助対象として適切か、確認を受ける必要があります。

※3 対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度に支出するものに限りします。

※4 補助金の額に1,000円未満の額があるときは、切り捨てるものとします。

※5 1回の事業計画において、複数の設備等の購入することは可能です。

※6 設備等の購入先が補助事業申請者と同一人とみなされ、購入費が同一人又は同一法人（関連会社を含む）間の移動とみなされるような売買の場合（例：法人の代表者が同一人、法人の代表者個人と当該法人間の売買、親会社と子会社間の売買など）は、補助対象事業に認められません。

申込期間

申込期間：令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)2月28日まで
(予算がなくなり次第、受付を終了します。)

(1) 設備投資事業

- ・必ず設備等の購入・設置前（事業計画段階）において上記期間までに事前相談申込書類を提出し、市の確認が済んだ上で、補助金交付申請を行ってください。
- ・令和8年(2026年)3月末までに購入・設置する計画が対象となります。

(2) 指導受入事業

- ・専門家の指導受入を受け入れる前において上記期間までに補助金の交付申請を行ってください（事前相談は不要です）。

詳細は、茅野市ホームページをご覧ください。申請書様式もダウンロードできます。

事前相談、交付申請等に関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】産業経済部 商工課 工業・産業振興係

Tel:72-2101(内線433) Fax:72-4255 Email:shoko@city.chino.lg.jp

